



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

扶養控除と生命保険料控除について

震災の復興増税によって平成 25 年分から所得税が、今後 25 年間 2.1%増税になりました。これにより給与から控除される源泉所得税の税額表も変わります。
また平成 23 年分の所得税から扶養控除の改正も行われています。

1. 扶養家族とは所得が 38 万円以下の方を言います

給与収入のみの方は、収入が年間 103 万円以下の方。

(つまり 103 万円 - 65 万円 (給与所得控除) = 38 万円) です。

給与以外に年金や不動産所得・保険満期等の一時所得がある方も 38 万円以下です。

2. 扶養控除の概要

年齢に応じて下記のようになっています。 **16 歳未満の子供さんの扶養控除額は、ありません。**

扶養控除 (0 円)	扶養控除 (38 万円)	特定扶養親族 (63 万円)	扶養控除 (38 万円)	同居老親等加算 (10 万円)
年齢 ~15 歳	16 歳 ~ 18 歳	19 歳 ~ 22 歳	23 歳 ~ 69 歳	老人扶養親族 (48 万円)

3. 生命保険料控除の改正

生命保険料控除についても平成 24 年分から新たに介護医療保険料控除が新設されました。

この介護医療保険料控除につきましては、平成 24 年 1 月以降に契約されたものについて適用されます。

(1) 平成 23 年 12 月 31 日以前契約

一般生命保険料控除 (上限 5 万円)

個人年金保険料控除 (上限 5 万円)

以前に契約されたもの

合計で最高 10 万円控除はそのまま継続

(2) 平成 24 年 1 月 1 日以降契約

介護医療保険料控除 (上限 4 万円)

一般生命保険料控除 (上限 4 万円)

個人年金保険料控除 (上限 4 万円)

3 区分に分かれる

各区分での控除は 4 万円に減少

合計で最高 12 万円の控除になります。

特に介護医療保険料控除については、平成 24 年 1 月以降の契約となっていますのでご注意ください。
なお、旧契約と新契約の両方について控除を受ける場合、控除される限度額は最高 12 万円です。
今回の改正で、結果として 2 万円の控除枠が増えました。